

お客さまの安心のために 体制・方針について

コーポレート・ガバナンス体制

基本的な考え方

当社は、MS&AD インシュアランス グループ経営理念のもと、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、長期的な安定と発展を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、当社およびグループ全体の企業価値向上に努めています。

経営体制

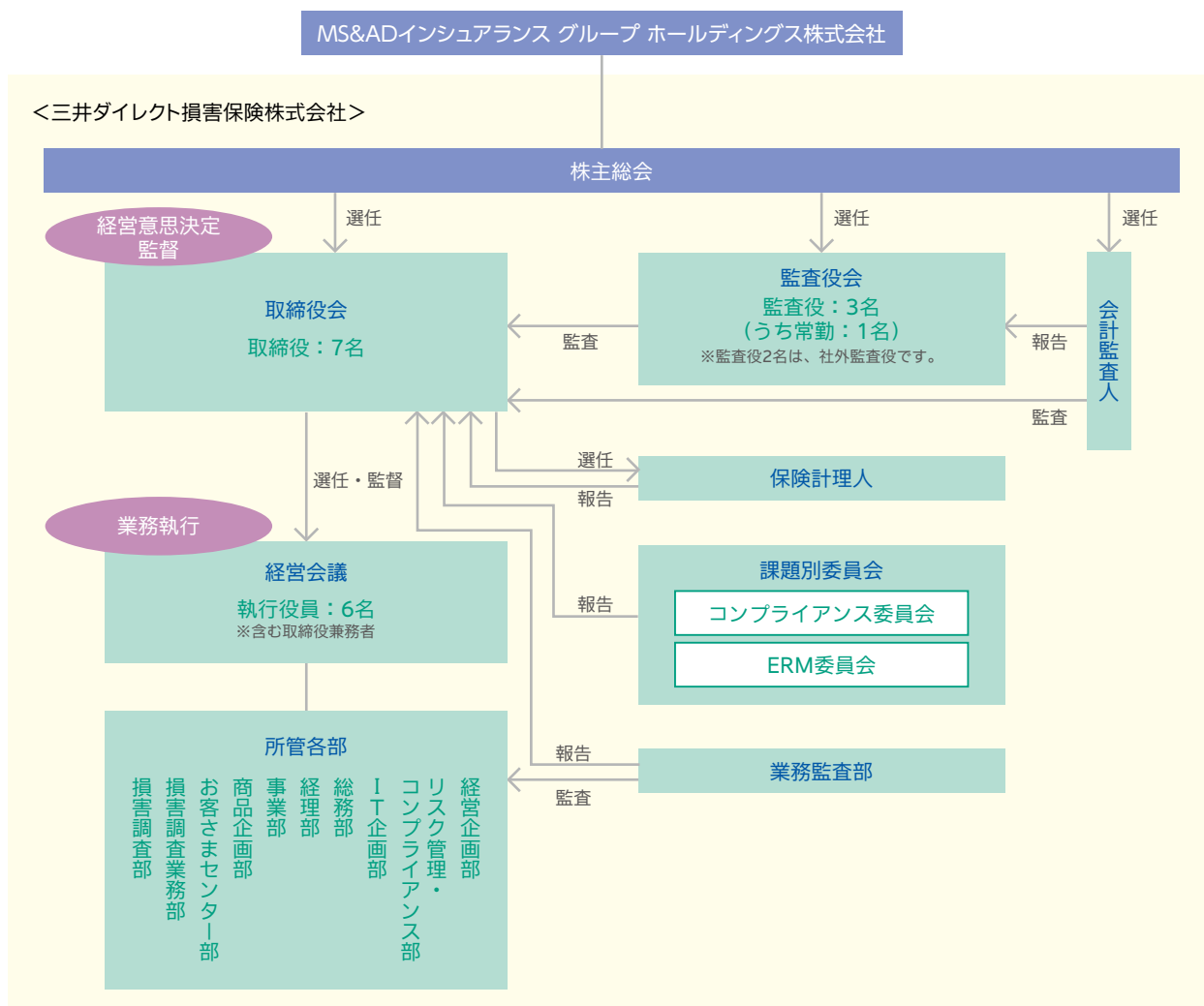
当社は監査役会設置会社として、取締役（会）及び監査役（会）双方の機能の強化、積極的な情報開示などを通じ、ガバナンスの向上に取り組んでいます。

また、執行役員制度を導入し、会社全体の経営重要事項の決定及び監督を担う「取締役（会）」と執行責任を負う「執行役員」との役割分担を明確にするとともに、取締役の員数を極力押え、迅速な意思決定と適切なモニタリングの両立を図っています。

なお、当社は親会社であるMS&AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社との間で経営管理契約を締結し、同社から経営に関する助言などを受けています。

[コーポレート・ガバナンスの体制]

2016年7月1日現在



体制・方針について

内部統制システムに関する方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり業務の適正を確保するための体制を整備しています。

当社は、MS&AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社（以下「持株会社」という。）が定める経営理念（ミッション）の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、長期的な安定と持続的成長を実現するため、以下のとおり透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、当社および MS&AD インシュアランス グループ（以下「MS&AD グループ」という。）全体の企業価値の向上に努めていく。

1. 職務執行の効率性確保のための体制（取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

- (1) 当社は、迅速な意思決定と適切なモニタリングを向立させるため、執行役員制度を採用し、取締役会による「経営意思決定、監督機能」と執行役員による「業務執行機能」の分離と機能強化を図る。加えて、取締役会において実質的な議論を可能とするため取締役の員数を7名以内とするとともに、執行役員への業務執行権限の委譲を進める。
- (2) 当社は、取締役および執行役員の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、組織・職務権限規程等を定め、遂行すべき職務および職務権限を明確にする。
- (3) 当社は、取締役、執行役員および従業員が共有する全社目標として、MS&AD グループの経営計画に則って中期経営計画および年次計画を定め、その浸透を図るとともに、適切な経営資源の配分を行う。
- (4) 当社は、経営基盤としてのITの重要性に鑑み、MS&AD グループのITガバナンスに関する基本方針に従い、ITガバナンス態勢を構築する。
- (5) 執行役員は、月次の業務執行状況を取締役に報告する。取締役会は、報告内容を踏まえ、必要に応じて、目標の修正または経営資源の追加配分等の対応を行う。

2. 法令等遵守（取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制）

- (1) 当社は、MS&AD グループのコンプライアンス基本方針に従い、全役職員に対しコンプライアンス意識の徹底に取り組み、法令や社内ルール等を遵守し、高い倫理観に基づいた事業活動を行う。
- (2) 当社は、コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図るため、法令等遵守規程を制定するとともに、その実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定め、その実施状況を監視する。また、コンプライアンス・マニュアルを定め、当社の事業活動、経営環境等を勘案して必要に応じて見直しを行う。
- (3) 当社は、コンプライアンスに関する事項を統括して管理するコンプライアンス統括部門などの組織・体制を整備する。また、コンプライアンス推進態勢の更なる充実・強化を図るためコンプライアンス委員会を設置し、同委員会で確認された課題について必要な措置を講じる。当社は、定期的にコンプライアンス推進状況を取締役に報告する。
- (4) 当社は、役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合の報告ルールを法令等遵守規程に定める。コンプライアンス上の問題について報告・通報を受けたコンプライアンス統括部門は、関係部門と連携の上、その内容を調査し、再発防止策等を策定する。
- (5) 当社は、MS&AD グループの反社会的勢力に対する基本方針に従い、反社会的勢力排除のための体制整備（対応統括部署の整備、対応要領の整備、反社会的勢力に係るデータベース管理体制の整備、警察等外部専門機関等との連携強化等）に取り組み、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢を臨み、不当、不正な要求に応じない旨を全役職員に徹底する。
- (6) 当社は、役員等の関連当事者との取引を行う場合には、MS&AD グループおよび持株会社の株主共同の利益を害することのないよう、競業取引や利益相反取引を取締役会で承認するなど監視を行う。
- (7) 当社は、MS&AD グループのグループ内取引および業務提携等に関する基本方針に従い、アームズ・レングス・ルールの遵守その他グループ内取引等の適切性を確保するための体制を整備する。
- (8) 当社は、MS&AD グループの利益相反管理に関する基本方針に従い、利益相反管理のための体制を整備する。
- (9) 当社は、MS&AD グループの外部委託管理基本方針に従い、当社の規模・特性等に応じた適切な体制を整備する。
- (10) 当社は、MS&AD グループの内部通報制度運用規程に従い、組織または個人による違法・不正・反倫理的行為について、全役職員が社内および社外の窓口に直接通報できる内部通報制度を設け、全役職員に対し制度の周知を図る。また、当社は内部通報制度運用規程を定め、通報者が通報を行ったことにより不利な取扱いを行わないことを定めるとともに、制度の運用状況を取締役に報告する。

3. 統合リスク管理体制（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

- (1) 当社は、MS&AD グループのリスク管理に関する基本方針に従い、基本的な考え方を共有するとともに、リスク管理方針を定め、適切なリスク管理を実行する。
- (2) 当社は、リスク管理方針において、適切にリスク管理を行うための組織・体制、リスク管理における役割と責任を明確に定める。
- (3) 当社は、統合リスク管理の推進・徹底を図るため、経営会議において、リスク管理に関する方針・計画、統合リスク管理状況およびその他の重要事項にかかる協議・調整を行う。
- (4) 当社は、リスクおよびリスク管理の状況をモニタリングするとともにリスク量と資本の比較により、必要な資本が確保されていることを確認し、これらの状況についてERM委員会の協議・調整結果も踏まえて、取締役会へ報告する。
- (5) 当社は、社会的使命の遂行およびステークホルダーへの責任を果たすため、当社が定める危機管理基準に従い、管理態勢および事業継続態勢を構築し、危機のもたらす被害・ダメージを最小化するために必要な体制を整備する。

4. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、MS&AD グループの情報開示統制に関する基本方針に従い、当社の財務情報および非財務情報を適正かつ適時に開示するための体制を整備する。
- (2) 当社は、一般に公正妥当と認められる会計基準に則って、当社の経営成績および財政状態の真実明瞭なる報告を行うため、経理規程を定め、経理業務に関する重要事項を規定する。
- (3) 当社は、金融商品取引法に準拠して実施する「財務報告に係る内部統制」の当社における整備・運用状況の評価結果について、検証結果および把握した全ての開示すべき重要な不備を経営会議に報告する。
- (4) 当社は、公正な情報開示を担保するため、情報開示統制及び手続規程を定め、情報開示統制の有効性評価と実効性向上への対応を行う。また、当社における情報開示統制の有効性および情報開示の適正性に関する検証結果を取締役社長に報告する。

5. 内部監査の実効性を確保するための体制

- (1) 当社は、MS&AD グループの内部監査基本方針に従い、効率的かつ実効性のある内部監査を実行するための体制を整備する。
- (2) 当社は、内部監査部門として独立した専門組織を設置し、当社の全ての業務活動を対象として内部監査を実施する。
- (3) 当社は、内部監査に係る基本的事項を規定する内部監査規程ならびにリスクの種類および程度に応じた内部監査計画を定める。
- (4) 内部監査部門は、実施した内部監査の結果等のうち重要な事項、被監査部門における改善状況等を取締役会に報告する。

6. 情報管理体制（取締役の職務の執行等に係る情報の保存および管理に関する体制）

- (1) 当社は、会社情報管理規程を定め、取締役および執行役員等の職務の執行に係る文書等（取締役会議事録および決裁書等の重要な文書をいい、電磁的記録を含む。）その他の会社情報を適切に保存および管理する。また、取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとする。
- (2) 当社は、MS&AD グループのお客さま情報管理基本方針に従い、当社の規模・特性等に応じた適切な体制を整備する。

7. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査役等の職務を補助すべき使用人、当該使用人の独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
 - ① 当社は、監査役等の職務を補助するため、監査役補助使用人を置く。
 - ② 取締役は、監査役補助使用人の独立性に配慮し、上記使用人の人事異動および懲戒処分を行うにあたっては監査役会の同意を得るほか、上記使用人の人事考課については監査役会が定める監査役と協議のうえ行う。
- (2) 監査役への報告に関する体制
 - ① 取締役および執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告しなければならない。
 - ② 取締役および執行役員は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報状況その他監査役に報告を行う事項について監査役との協議により定める方法により、遅滞なく監査役に報告する。
 - ③ 役員は、経営上重大な不正・違法・反倫理的行為について、持株会社および当社の監査役に直接内部通報することができるものとする。
 - ④ 当社は、①～③の報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- (3) その他
 - ① 当社は、監査役が、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席できることを、関連する規程等において明記する。
 - ② 取締役社長および代表取締役は、監査役会と定期的に、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ③ 内部監査部門は、監査役から求められたときは、監査役の監査に対し協力する。
 - ④ 当社は、監査役からその職務の執行について会社法第388条に基づく費用の前払または償還の請求等を受けた場合には、同条に従い手続を行う。

8. グループ経営管理体制（当社および親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制）

- (1) 当社は、持株会社が制定する経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）を、全従業員へ浸透させるよう努める。当社は、経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が形成されているか、その実践状況を取締役に報告する。
- (2) 当社は、持株会社と締結する経営管理契約（以下「経営管理契約」という。）に基づき、持株会社が定めるMS&ADグループの基本方針（コーポレートガバナンス、リスク管理、コンプライアンス、内部監査等）を遵守するとともに、持株会社から必要な助言・指導・支援を受け、当社の規模・特性等に応じた体制を整備する。
- (3) 当社は、当社に関する重要事項について、経営管理契約に基づき、持株会社に承認を求め、または報告する。

当社では、上記方針に基づく内部統制システムの体制整備状況について、年1回自己点検を行い、その結果を経営会議を通じて取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めています。当期における運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われていることの確保

定時取締役会12回、臨時取締役会5回を開催いたしました。取締役会は取締役会規程及び組織・職務権限規程に基づいて、経営上の重要事項の決定と執行役員の業務執行状況を監督しております。また、取締役会付議事項のうち事前協議が必要と認められる事項や会社経営全般に関する重要事項を協議する経営会議（24回）や取締役会の課題別委員会であるコンプライアンス委員会（4回）、ERM委員会（5回）を開催いたしました。

2. リスク管理体制

リスク管理方針に基づき、業務執行部門が日常業務の中で一次リスク管理を行い、さらにリスク管理統括部門が二次管理部署としてリスク及びリスク管理状況の牽制・モニタリングを行い、リスクモニタリングの結果は、四半期毎に取締役会に報告（4回）いたしました。

3. コンプライアンス態勢

年度毎のコンプライアンスプログラムを取締役会で定め、コンプライアンス委員会が進捗状況をモニタリング（2回）し、取締役会に報告（2回）したほか、保険業法改正に伴う募集コンプライアンスに関する対応やマイナンバー法への対応等の重要事項についても、コンプライアンス委員会にて協議を行いました。

4. グループ会社における業務の適正の確保

MS&AD インシュアランスグループホールディングス株式会社と締結したグループ経営管理契約に基づき、同社から適宜必要な助言・指導・支援を受けるとともに、当社の年度事業収支計画の策定・修正等について、同社取締役会の事前承認を受けております。

5. 監査役等の監査が実効的に行われることの確保等

監査役会規程に基づき、監査役会と代表取締役との意見交換会（4回）を実施し、また監査役と業務監査部ゼネラルマネージャーは定期的に情報交換を行っております。

リスク管理とコンプライアンス

リスク管理

当社は、多様化・複雑化する事業運営上の様々なリスクを適切に管理することによって、経営の健全性、安定的な成長を確保するため、リスク管理を経営の重要課題として位置付け、リスクの把握・分析・評価及び適切な管理に積極的に取り組んでいます。

●リスク管理方針

MS&AD インシュアランス グループの「リスク管理基本方針」に沿って、取締役会で当社の実態に合わせた「三井ダイレクト損害保険株式会社 リスク管理方針」を制定し、リスク管理を行っています。

●リスク管理体制

当社は経営戦略を踏まえたリスク選好を行い、事業運営で生じる各種リスクについて、リスク特性に応じた業務執行部門による一次リスク管理、リスク管理部門による統合的なリスク管理の観点からの牽制、リスクとソルベンシーの自己評価、経営会議等における経営レベルでのモニタリング、内部監査での検証を行っています。

●各種リスクと管理方針

当社では、リスクを「保険引受リスク」「資産運用リスク」「流動性リスク」「オペレーショナルリスク」に分類し、各リスク特性に応じた管理方針・規程を定めてリスク管理を実施しております。各リスクの管理方針は次のとおりです。

＜保険引受リスク＞

保険引受リスクには、保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動し損失を被る「一般保険リスク」、自然災害によって多数のご契約にお支払いが発生する「自然災害リスク」等があります。当社では、「一般保険リスク」については、収支管理を徹底し、会社経営に重大な影響を与えるリスクの増大を認めるときには、商品の改廃、販売方針の変更などの措置を講じます。また、「自然災害リスク」については、再保険による移転を基本方針とし、リスクシナリオにおける発生保険金等の分析に基づ

き、格付等により財務内容・支払能力を確認のうえ選定した出再先から適切な再保険カバーを入手することで、保有するリスクを、ソルベンシー・マージン比率に大きな影響を及ぼさないレベルに軽減しています。

＜資産運用リスク＞

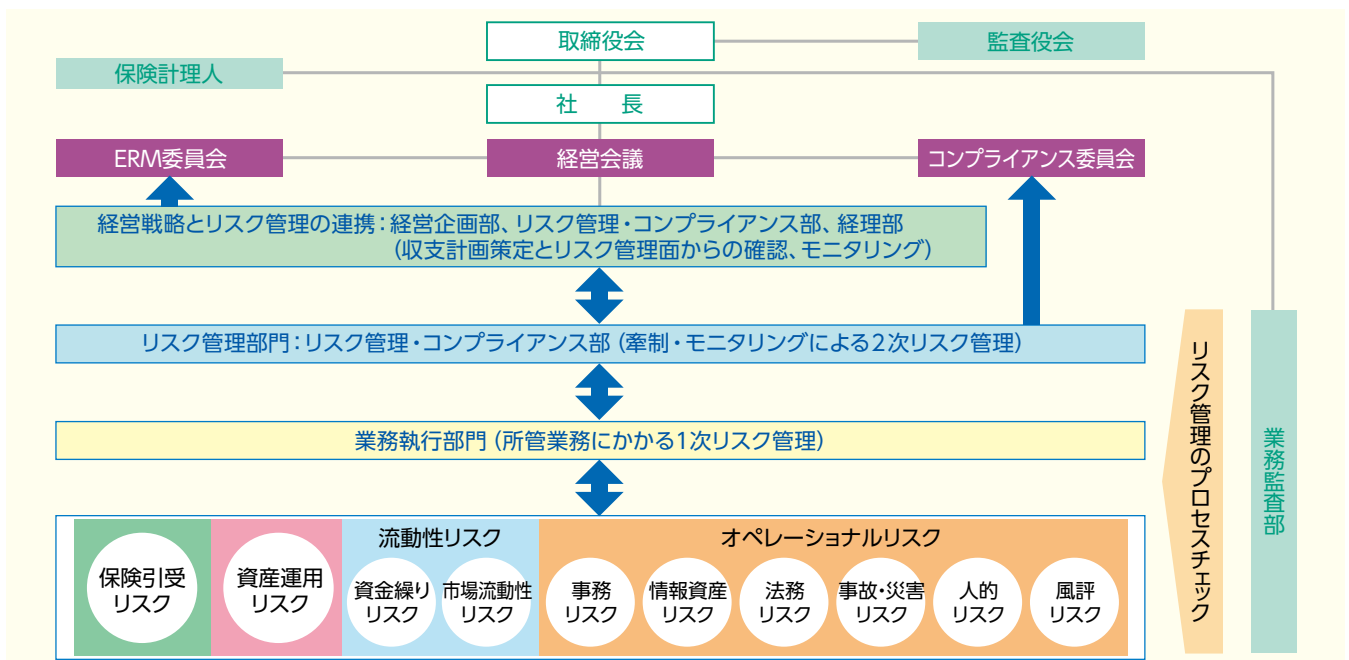
資産運用リスクには、金利・有価証券等の価格・為替などの変動により保有資産価格が下落する「市場リスク」、与信先の経営悪化等により資産の価値が減少または消失する「信用リスク」等があります。当社では、資産の健全性と安定的な収益確保を最重視する観点から、当面、株価リスク・為替リスクを伴う運用、不動産投資は行わず、国内円建債券、円建預金を中心とした運用を行います。

＜流動性リスク＞

自然災害等による保険金支払いによる資金流出や市場の混乱により資金繰りが悪化し、通常より低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。当社では、流動性資産を十分に確保するとともに、適切な資金繰り管理を行っています。

＜オペレーショナルリスク＞

役職員等が事務ミス、事故、不正等を起こす、または災害等の外部要因等により損失を被るリスクをいいます。当社では、「事務リスク」「情報資産リスク」「法務リスク」「事故・災害リスク」「人的リスク」「風評リスク」の6つのリスクに分類し、各種規程の整備、内部管理の強化、教育・研修等により管理態勢を整え、リスクの軽減に努めています。



法令等遵守（コンプライアンス）の態勢

● コンプライアンス基本方針

当社は社会性・公共性の高い損害保険会社として、各種法令を遵守し、高い企業倫理と社員倫理を保つことを経営の最重要課題の一つと認識しています。お客さまをはじめ社会から信頼されるよう、自己責任のもとで公正かつ健全な経営を推進するため、コンプライアンス体制の強化・推進に努めています。具体的には、コンプライアンスに関する役職員の行動の基本原則として「行動規範」を制定し、コンプライアンス重視の企業風土の一層の醸成に取り組んでいます。

● コンプライアンス推進体制

コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を統括する部門としてリスク管理・コンプライアンス部を設置しています。また、社内各部署におけるコンプライアンスの浸透・徹底を図るためにコンプライアンス・オフィサーを配置し、社内体制の整備を図っています。

● コンプライアンスプログラム

当社のコンプライアンスに関する具体的な年間実践計画である「コンプライアンスプログラム」の進捗状況・実施状況は取締役会に定期的に報告されています。

● コンプライアンスマニュアル等

コンプライアンスを実施するための具体的な手引としてコンプライアンスマニュアルを策定し、役職員に周知しています。また、当社の「経営理念」「行動規範」「コンプライアンス違反行為に係る報告・相談方法」を役職員が常時参照できる環境を整備することで、コンプライアンスに対する意識付けとコンプライアンス運営の徹底を図っています。

● 内部通報制度

法令違反等に関する相談・通報を社員から直接受け付ける窓口を社内・社外に設置し、メール・電話等での相談を受け付けています。

社内外の監査体制

● 社内の監査

〈内部監査態勢〉

当社では、MS&AD インシュアランス グループ内部監査基本方針に基づき、内部監査態勢の整備について定め、被監査組織から独立して内部監査を実施する業務監査部を設置しています。内部監査は、内部管理態勢の適切性と有効性の改善を図り、経営目標の効果的な達成に資することを目的として実施します。

〈内部監査の対象〉

内部監査の対象は、当社におけるすべての業務活動です。取締役会は、被監査組織のリスクの種類と程度に応じて、各年度の「内部監査計画」を決定しています。

〈内部監査の実施〉

業務監査部は、取締役会が決定した「内部監査規程」・「内部監査実施基準」に基づき、各組織を対象とする定例的な内部監査や、特定の業務領域を対象として組織横断的に行う内部監査、さらに、資産の自己査定および償却・引当結果や、財務報告に係る

内部統制手続きに関する内部監査を実施しています。

〈内部監査結果〉

監査実施後、業務監査部は監査対象組織に内部監査結果を通知して是正・改善を指示し、監査対象組織からの改善計画や進捗状況報告に基づき、それらの是正・改善状況を確認しています。さらに、内部監査結果に基づき、必要と判断した事項について関係部門への情報提供や提言を行い、内部監査結果および改善の措置の実施状況等を、取締役会に報告しています。

● 社外の監査

監査法人（有限責任あずさ監査法人）による外部監査（会社法に基づく会計監査）を受けています。なお、上記監査とは別に、金融庁および財務省財務局による保険業法に基づく検査を受けています。

第三分野における責任準備金の積立の適切性の確保

医療保険については、保険期間が長期（10年）にわたることに加え、医療政策等の外的要因の影響を受けやすいため、将来の不確実性を合理的に見込むことによって、責任準備金の積立の適切性を確保する必要があります。

将来の不確実性（リスク）を考慮して適切な責任準備金の積立を行うため、まず、過去の事故発生の実績値を基礎として、保険期間中の事故発生率が変動することによる保険金の増加を99%の確率でカバーする保険金支払額（A）を保険数理の手法を用いて合理的に推定し、この結果と、予定事故発生率を基礎として算出する保険期間中の予定保険金支払額（P）とを比較して、責任準備金が将来の事故発生率の変動による保険金の増加を十分にカバーできるかどうかを確認する「ストレステスト」を行い、その結果、不足が認められる場合には、責任準備金（危

険準備金IV）を積み立てることとしています。

なお、（A）が（P）を上回る場合は、保険期間中の事故発生率が変動することによる保険金の増加を97.7%の確率でカバーする保険金支払額（B）を保険数理の手法を用いて合理的に推定し、（B）が（P）を上回る場合には、保険期間中の収入支出全体の動向を踏まえて「負債十分性テスト」を行います。

その結果、不足が認められる場合には、責任準備金（保険料積立金）を追加して積み立てることとしています。

2015年度決算においては、ストレステストの結果、（P）が（A）を上回り、責任準備金の積立は適切であることを保険計理人が確認しており、責任準備金（危険準備金IV）の積み立ては行っておりません。

個人情報の保護

当社はお客さまからいただいたお客さま固有の情報の保護を図るため、適正な管理および業務への利用等を定めた個人情報の取り扱いに関する方針を定めており、当社 Web サイトに掲載しています。

当社の個人情報に関する取り扱いについて

三井ダイレクト損害保険株式会社

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」その他の関連法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」その他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理

については、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。当社は、業務に従事している者等への教育・指導を徹底し、個人情報の取り扱いが適正に行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取り扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

1 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。具体的には、主にインターネットや電話によるお見積り、お申し込み、申込書、保険金請求書、アンケート等によります。また、お見積り、お申し込み、お問い合わせ、ご相談等において、内容を正確に記録するため、通話の録音などにより個人情報（下記⑦の個人番号および特定個人情報を除きます。）を取得することがあります。

2 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報（個人番号および特定個人情報を除きます。下記⑦をご覧ください。）を、次の目的および下記⑤に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。

また、利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、下記のとおりホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、ホームページ等で公表するほか、重要事項説明書等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- ①当社が取り扱う商品の販売・サービスのご案内・ご提供（契約の引受審査、維持・管理を含みます。）を行うため。
当社が取り扱う商品・サービスは次の通りです。
 - 損害保険契約およびこれらに付帯・関連するサービス
- ②保険事故が発生した場合に適切な保険金を支払うため。
 - 保険金請求に係る保険事故の調査（関係先への照会等を含みます。）
 - 保険金請求に係る保険金の支払い
 - 保険事故に係る各種付帯サービスのご案内またはご提供
- ③当社の提携先企業の商品・サービスに関する情報のご案内のため。
- ④他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。
- ⑤市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による保険・金融商品・サービスの開発・研究のため。
- ⑥キャンペーン等の抽選やプレゼント・賞品の送付のため。

- ⑦その他、お客さまへの情報提供等お取引を適切かつ円滑に履行するため。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第 16 条第 3 項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。下記⑦をご覧ください。）を提供しません。

- 法令に基づく場合
- 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- MS&AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社、損害保険会社等との間で共同利用を行う場合（下記⑤共同利用をご覧ください。）

4 個人データの取り扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。下記⑦をご覧ください。）の取り扱いを外部に委託することがあります。

当社が、外部に個人データの取り扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、個人データの取り扱いを委託しています。

- ①保険契約の募集、損害調査に関わる業務
- ②保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務
- ③情報システムの開発・保守・運用に関わる業務

5 共同利用

(1)グループ会社との共同利用

- ①当社は、MS&AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社がグループ会社の経営管理を行うため、同社との間で、お客さまの個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。下記⑦をご覧ください。）を共同利用することがあります。

詳細につきましては、「MS&AD インシュアランス グループ お客さま情報の共同利用に関する基本方針」をご覧ください。

ホームページアドレス

(<http://www.ms-ad-hd.com/company/governance/sharing.html>)

②当社は、代理店の委託・管理・教育のために、代理店の店主・募集人等に関する個人データを共同して利用することがあります。

【個人データの項目】

氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、募集人資格情報、代理店委託、行政当局への届出に関する事項等、店主・募集人等に関する情報

【共同利用者の範囲および管理責任者】

共同利用するグループ会社の範囲は、MS&AD インシュアランスグループの国内保険会社 (http://www.ms-ad-hd.com/company/governance/sharing_range.html をご参照ください) です。なお、共同利用の管理責任者は、当該個人データを原取得した各保険会社とします。

(2)損害保険業界の情報交換制度

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払いのために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。

詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp/>) または損害保険料率算出機構のホームページ (<http://www.giroj.or.jp/>) をご覧ください。

(3)代理店等情報の確認業務

当社は、損害保険代理店の適切な監督等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店の管理等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。

詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp/>) をご覧ください。

6 センシティブ情報のお取り扱い

当社は、保険業法施行規則第 53 条の 10 に基づき、法令等に基づく場合や保険業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲でご本人の同意をいただいた場合等を除き、センシティブ情報（政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいう）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報）の取得、利用または第三者提供を行いません。

7 特定個人情報等のお取り扱い

番号法にて定められている個人番号および特定個人情報は、同法で限定的に明記された目的以外のために取得および利用しません。番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記 5 の共同利用も行いません。

8 開示・訂正等のご請求

(1)ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容・事故に関するご照会については、保険証券または保険引受のご案内に記載された連絡先にお問い合わせください。当社は、ご照会者をご本人であることをご確認させていただいたうえで、対応いたします。

(2)個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データ（上記 7 の個人番号および特定個人情報を含みます。）に関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等については、当社は、ご請求者ご本人であることをご確認させていただくとともに、当社所定の方法により手続を行い、後日、ご回答いたします。開示請求については、ご回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

9 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データ（上記 7 の個人番号および特定個人情報を含みます。）の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

10 お問い合わせ窓口

当社は、個人情報（上記 7 の個人番号および特定個人情報を含みます。）の取り扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社からの E メール、ダイレクトメール等による新商品・新サービスのご案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。以後の取り扱いを中止させていただきます。

なお、ご契約に関する情報の取り扱いは中止できません。また、ご契約に関する重要な情報はご案内させていただくことがありますのでご了承願います。

当社の個人情報の取り扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談は、下記までお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

三井ダイレクト損害保険株式会社 お客さま相談デスク

所在地 〒112-0004

東京都文京区後楽 1-5-3

電話 0120-312-770

（受付時間：午前 9 時～午後 5 時 土日祝祭日・年末年始を除く。）

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

＜お問い合わせ先＞

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター東京

（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）

所在地 〒101-0063

東京都千代田区神田淡路町 2-105

ワテラスアネックス 7 階

電話 03-3255-1470

（受付時間：午前 9 時～午後 5 時 土日祝祭日・年末年始を除く。）

ホームページアドレス (<http://www.sonpo.or.jp/>)

利益相反取引の管理

【利益相反管理方針】

当社は、以下の方針に基づき、当社または MS&AD インシュアランス グループの金融機関（以下「当社等」といいます。）が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

1. 対象取引およびその類型

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」（以下「対象取引」といいます。）とは、当社等が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

(2) 対象取引の類型

当社は、対象取引について以下のような類型化を行い管理します。

- ①お客さまの利益と当社等の利益が相反するおそれのある取引
- ②お客さまの利益と当社等の他のお客さまの利益が相反するおそれのある取引

2. 対象取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法その他の方法による措置を選択し、または組み合わせることにより、適切に対象取引を管理します。

- ①対象取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門を分離する方法
- ②対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- ③対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引の条件または方法を変更する方法
- ④対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引を中止する方法

3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理の遂行のため、利益相反管理統括部署を設置し、利益相反に関する情報の収集を行うことにより対象取引を一元的に管理します。

また、これらの管理を適切に行うため、役員および社員を対象に必要な教育・研修等を行い、お客さまの利益が不当に害されることのないように努めます。

4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

本方針において、利益相反管理の対象となる会社は、当社および MS&AD インシュアランス グループのグループ会社のうち、保険業その他の金融業を行う親金融機関等をいいます。

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、次のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めています。

- 1** 三井ダイレクト損害保険は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒否するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し適切かつ健全な業務の遂行を確保します。
- 2** 反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 3** 反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行ないます。
また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行ないます。